

政令第二百五十八号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十七号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百六十八号を第百七十一号とし、第百四十八号から第百六十七号までを三号ずつ繰り下げ、第百四十七号を第百四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十 メチル―二―「―（四―フルオロベンジル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド」―

三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

第一条中第百四十六号を第百四十八号とし、第二十五号から第百四十五号までを二号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 二―（四―エトキシベンジル）――（エチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール

及びその塩類

第一条中第二十三号を第二十四号とし、第十二号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロ――二―（ピロリジン――イル）エチル」ベンズイミダゾール及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。